

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程の改正について

当法人の役員報酬については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（以下「報酬規程」という）を策定し、支給しているところである。

今般、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）の成立を受け、これに関し、厚生労働省からの国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請があったことから、報酬規程の改正を行った。

1. 改正内容

厚生労働省からの要請を受け、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の支出の削減に寄与することを目的として、臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づき、特例期間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）において、役員への報酬として規定されている「俸給月額」、「特別地域手当」、「期末手当」及び「勤勉手当」の支給について、国家公務員の指定職俸給表の適用を受ける職員と同じ支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じる報酬規程の特例を定めたところである。

2. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（新・旧対応表）

改正後	改正前
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この附則は、臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）の成立を受け、これに関し、厚生労働省からの国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請があったところである。ついては、東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の支出の削減に寄与することを目的として、独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程（以下「報酬規程」という）の特例を定めるものである。</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（報酬規程の特例）</u></p> <p><u>第2条 規定の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、報酬規程第4条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける役員に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。 100分の9.77</u></p> <p><u>2 特例期間においては、報酬規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p>	(略)

<p>一 <u>特別地域手当 当該役員の俸給月額に対する特別地域手当の月額に当該役員の支給減額率を乗じて得た額に対する特別地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額</u></p> <p>二 <u>期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p>三 <u>勤勉手当 当該役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p><u>(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p><u>第3条 平成24年6月に役員に支給する期末手当の額は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所職員給与規程平成24年3月1日施行附則第5条に準じるものとする。</u></p>	
---	--

